

産業建設常任委員会 委員長報告

今臨時会において、産業建設常任委員会に付託になりました議案3件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第97号、財産の取得について（柳田工業団地整備事業用地）、議案第98号、財産の取得について（柳田工業団地整備事業用地）及び議案第99号、財産の取得について（柳田工業団地整備事業用地）の3件については、一括議題にして審査いたしました。主な質疑と答弁を申し上げますと、「取得予定地である柳田字大谷地地内に小さな三角形の飛び地があるが、これは何のために購入するものか」との質疑に対し、当局より、「柳田字五大尊及び大谷地において、一帯を購入し三区画となるように工業団地として整備するものである。今回上程する議案だけを見ると飛び地となっているが、そのほかに小規模な面積や金額により議会の議決を要さない部分の土地も購入するものであり、現在契約を進めているところである」との答弁がありました。

このほか、「購入金額の積算根拠」についての質疑がありました。

議案3件について、いずれも討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

総務文教常任委員会 委員長報告

総務文教常任委員会に付託になりました議案1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第96号、工事請負契約の締結について（横手体育館建設工事）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「契約金額は予定価格よりも約6%下回ったが、この差をどのように捉えているのか。また、この予定価格よりも低くなった部分については、市内業者としても頑張らざるを得ないという印象があるがどうか」との質疑に対し、当局より、「他の自治体の例を見ても、体育館のような大規模な工事を一括発注で行った場合、90%代前半で落札されているものが見受けられ、資材費の高騰などもあるが、この94%という数字は珍しくはないと捉えている。また、今回の入札にあたっては、応札者が2者で、もう1者は予定価格を上回ったが、落札業者は県内や近隣でも大規模な体育館の工事の実績があり、相当なノウハウを持った業者であったため2者の落札額に差があったものと感じている。市内業者についてもそのノウハウに基づいて適正に工事が進められるものと考えている」との答弁がありました。

また、「先ほどの本会議で、公告の内容についての質疑があったが、入札時の具体的な要件はどのようになっているのか」との質疑に対し、当局より、「公告した工事発注の概要についてだが、代表者以外の構成員の要件として横手市建設工事入札参加資格者名簿の建築一式工事、電気工事、または給排水暖冷房衛生設備工事に登録された格付A業者の中から2者以上としている。建築、電気、給排水に登録された格付A業者が「かつ」と記載していれば3工種すべての業者から参加しなければならないが、今回は「または」と記載しており、3工種の格付A業者から2者以上を構成員とするような要件としている。したがって、発注者としては3工種の中からJVの構成員が協議の上、代表者を含めて3者以上の構成員で結成してもらいたいという要件で公告しており、落札業者は市外の大手建築業者を代表者とする地元建築3者となったが、参加する側も電気、給排水の工種を必ず構成員にしなければならないという認識ではなかったと捉えている」との答弁がありました。

また、「契約事項の中にスライド条項は入っているのか。その具体的な

内容は」との質疑に対し、当局より、「契約事項に入っており、「発注者または受注者は、工期内で請負契約締結の日から 12 カ月を経過した後に日本国内における賃金水準または物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる」と規定している」との答弁がありました。

これに対して委員より、「今回の契約金額は約 95 億円だが、このような可能性があることを議員は認識しておく必要がある。スライド条項について、議員全員で共有したく情報提供していただきたい」との意見がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。
よろしくご審議の程お願いいたします。